

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令は令和3年総務省令第5号をもって、本日公布されました。

今回の改正は、政府全体として、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討を行うこととされたところ、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）、政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成6年自治省令第46号）により規定されている押印義務が求められる手続について、別記様式の改正を行うものです。また、併せて、政党助成法施行規則の別記様式について、所要の改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、今回の改正内容の関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別の御配慮をお願いいたします。

記

第1 別記様式の押印欄の廃止に関する事項

- 1 政治団体の届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請等の手続に係る様式について、押印欄を削除することとしたこと。
- 2 押印欄を削除することとした様式について、届出等の際に本人確認書類の提示等を行う旨等の備考を追加することとしたこと。

第2 その他

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の成立に伴い、政党助成法施行規則の別記様式について、所要の規定の整理を行うこととしたこと。

第3 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと。ただし、第2に係る部分については、令和3年2月15日から施行することとしたこと。